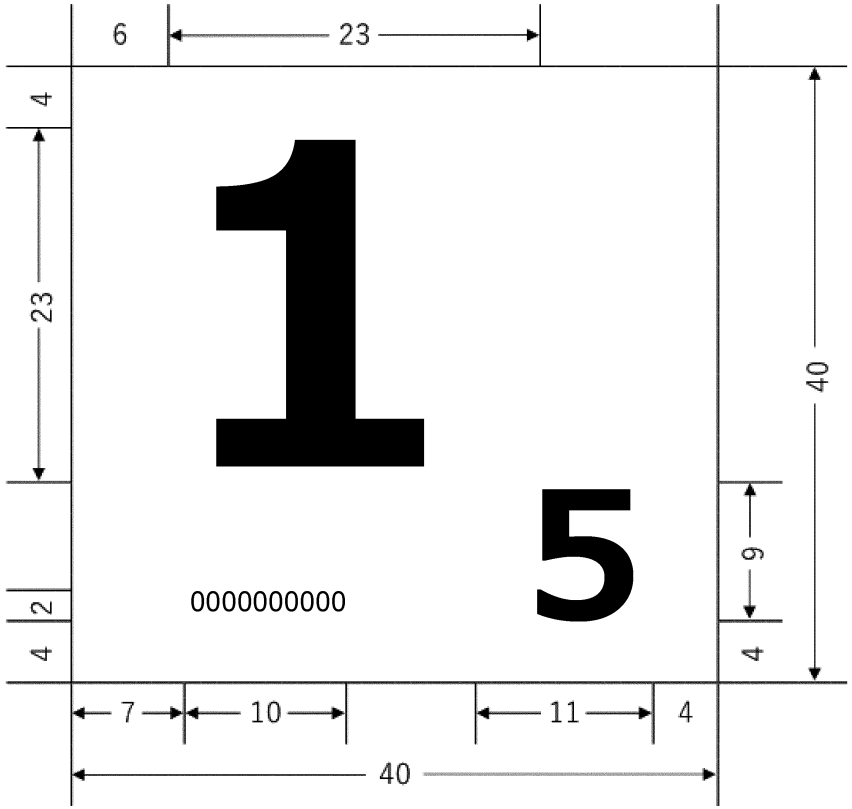
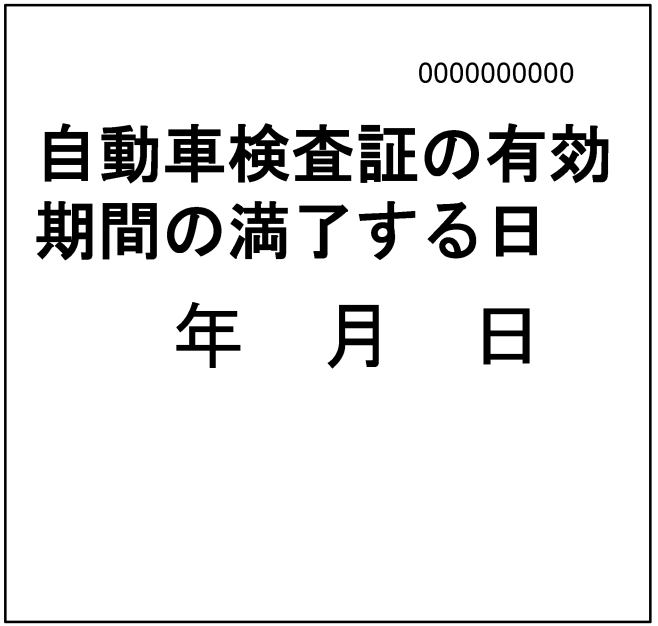
第十九号様式を次のように改める。

（表）



（裏）



注（１）検査標章には、自動車の前面ガラスに貼り付けるものにあっては図の（表）及び（裏）、自動車登録番号標又は車両番号標に貼り付けるものにあつては図の（表）の例により、自動車検査証の有効期間の満了する時期を表す数字を黒字で表示すること。

（２）自動車検査証の有効期間の満了する日の属する年を表す数字の位置は、令和五年にあっては（表）の右下、令和六年にあっては（表）の左下、令和七年にあっては（表）の左上、令和八年にあっては（表）の右上とし、令和九年以降は順次これを繰り返すこと。

（３）寸法の単位は、ミリメートルとすること。